

## 埼玉県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、農林水産業共同利用施設の災害復旧事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助率等)

第2条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金の交付の対象である事業の内容のうち、知事が別に定める共同利用施設は別表1、補助率等は別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書に様式第2号の事業計画書及び様式第3号の収支予算書を添付して、正副2部を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助の条件)

第4条 補助金の交付の目的を達成するために、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（第5条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第4号により申請し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業種目及び工事種類を変更し、又は廃止すること。

(2) 総事業費の30パーセント以上の変更をすること。

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、様式第5号による変更承認申請書に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して、正副2部を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 補助金の交付決定に係る年度の12月31日以前に交付決定の通知があった場合は、様式第6号による補助金遂行状況報告書を正副2部作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第7号による補助金実績報告書に様式第8号の事業成績書及び様式第9号の収支精算書を添付して、正副2部を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の補助金実績報告があった場合においては、当該報告に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第10号による補助金交付請求書に交付決定通知書の写しを添付して、1部を知事に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

別表 1

所有者の区分	共同利用施設の種類
農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合並びに農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第1条の2第1号及び第2号に掲げる者	①農林水産物（その加工品を含む）倉庫 ②農林水産業用生産資材倉庫 ③農林水産物処理加工施設 ④農林水産業用生産資材（堆肥その他の自給的資材に限る。）製造施設 ⑤共同作業所 ⑥産地（水揚地を含む。）市場施設 ⑦種苗生産施設 ⑧家畜繁殖施設 ⑨共同放牧施設 ⑩養殖施設 ⑪農林水産業用機具（漁船を含む。）修理施設 ⑫通信施設 ⑬電気供給施設 ⑭製氷冷凍冷蔵施設（貯氷施設を含む。） ⑮給水施設 ⑯給油施設 ⑰林産物搬送施設 ⑱家畜診療施設 ⑲公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要なものに限る。） ⑳鳥獣侵入防止施設
農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第1条の2第3号に掲げる者	①種苗生産施設 ②家畜繁殖施設 ③共同放牧施設 ④公害防止施設 ⑤鳥獣侵入防止施設

別表 2

採択基準及び補助率		採択基準 ※1	補助率	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域※2	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

※1 採択基準とは農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条第6項～第8項に定められた災害にかかった共同利用施設を原形復旧する一箇所の工事費用

※2 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域

様式第1号（第3条関係）

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

申請者住所  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付申請書

年度において、農林水産業共同利用施設災害復旧事業を実施したいので、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金 円を交付されたく、埼玉県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第3条の規定により、下記の関係書類を添えて、申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第2号（第3条関係）

年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業計画書

事業主体名 ○○○○

施設名	工事箇所	復旧額	国庫補助金	県補助金	事業主体負担金	摘要
		円	円	円	円	

注1 摘要欄には、消費税仕入れ控除額について、これを減額した場合にはその減額した金額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」

とそれぞれ記入すること。

2 次の様式による施設別事業主体別災害復旧事業計画書を添付すること。

施設別事業主体別災害復旧事業計画書

事業主体の住所

事業主体名

施設名

- 1 事業の目的
- 2 工事箇所
- 3 工事の直営、請負の別
- 4 工事着工予定時期
- 5 工事完了予定時期
- 6 工事年度割予定
- 7 復旧額

区分	構造	員数	単価	復旧額	国庫補助金	県補助金	事業主体負担金
			円	円	円	円	円

8 事業主体の事業費の負担方法（融資を受ける場合は、融資申込先別の融資申込の金額及び条件をあわせて記入すること。）

9 復旧事業の経済効果

注1 7の表の「員数」の欄には、建物については棟数並びに建築面積及び延べ面積、機械器具については種類別台数、たい積土砂排除についてはその排除すべき土砂の量（立法メートル）を記入すること。

2 7については、超過工事のある場合には、原形復旧工事の部分と、超過工事の部分とを区分すること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 被災施設について、その全部及び被災箇所を明らかにした図面並びに被災状況を明らかにした写真

(2) 復旧工事の設計書（一位代価表、単価表を含む。）、仕様書及び図面

様式第3号（第3条関係）

年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業収支予算書

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
補助金（国又は県）	円	円	円	
事業主体負担金				
計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
事業費 （内訳） ○○施設 ○○施設	円	円	円	
計				

様式第 4 号 (第 4 条関係)

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

申請者住所  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け〇〇第 号で災害復旧事業の事業費の決定の通知があった〇〇年災害復旧事業のうち、下記施設に係る事業を中止（廃止）したいので、埼玉県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、その承認を申請します。

記

所在地	施設名	復旧額	国 庫 補助金	県補助金	事業主体 負担金	中止（廃止） の理由
		円	円	円	円	

様式第5号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

申請者住所  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業の変更承認申請書

年 月 日付け〇〇第 号で災害復旧事業の事業費の決定の通知があった〇〇年災害復旧事業について、事業の内容及び経費の配分の変更をしたいので、埼玉県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記の関係書類を添えて、申請します。

記

- 1 変更事業計画書
- 2 変更理由書

注 変更事業計画書は、変更前と変更後の計画の内容が比較対照できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記入すること。

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

申請者住所  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け〇〇第〇号で補助金の交付の決定の通知がありました農林水産業共同利用施設災害復旧事業について、埼玉県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		12月31日までに完了したものの		1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円	年 月 日	

- (注) 1 「区分」欄は、別表の共同利用施設の種類毎に記載してください。  
2 「事業費」欄は、事業の出来高を金額に換算した額を記入してください。

様式第7号（第8条関係）

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

申請者住所  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金実績報告書

年 月 日付け〇〇第〇号で補助金の交付の決定の通知がありました農林水産業共同利用施設災害復旧事業について、埼玉県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記の関係書類を添えて、その実績を報告します。

記

- 1 事業成績書
- 2 収支精算書

様式第8号（第8条関係）

年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業成績書

事業主体名 ○○○○

施設名	工事箇所	復旧額	国庫補助金	県補助金	事業主体負担金	摘要
		円	円	円	円	

注1 摘要欄には、消費税仕入れ控除額について、これを減額した場合にはその減額した金額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」

とそれぞれ記入すること。

2 次の様式による施設別事業主体別災害復旧事業成績書を添付すること。

施設別事業主体別災害復旧事業成績書

事業主体の住所

事業主体名

施設名

- 1 事業の目的
- 2 工事箇所
- 3 工事の直営、請負の別
- 4 工事着工時期
- 5 工事完了時期
- 6 工事年度割
- 7 復旧額

区分	構造	員数	単価	復旧額	国庫補助金	県補助金	事業主体負担金
			円	円	円	円	円

8 事業主体の事業費の負担方法（融資を受ける場合は、融資申込先別の融資申込の金額及び条件をあわせて記入すること。）

9 復旧事業の経済効果

注1 7の表の「員数」の欄には、建物については棟数並びに建築面積及び延べ面積、機械器具については種類別台数、たい積土砂排除についてはその排除すべき土砂の量（立法メートル）を記入すること。

2 復旧後の施設の平面図及び写真を添付すること。

様式第9号（第8条関係）

年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業収支精算書

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減	備考
補助金（国又は県）	円	円	円	
事業主体負担金				
計				

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減	備考
事業費 （内訳） ○○施設 ○○施設	円	円	円	
計				

様式第 10 号 (第 10 条関係)

番 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

申請者住所  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付請求書

年 月 日付け〇〇第〇号で補助金の額の確定の通知がありました農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金を下記のとおり交付されますよう、埼玉県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、請求します。

記

1 請求額 金 円

(内 訳)

施設名	交付決定額	今回請求額
計		

2 振込先

金融機関名	
口座番号	
種 別	普通 当座
口座名義	